

水産庁

プレスリリース

平成18年6月21日
水産庁

第58回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合総会の結果について

16日から20日までセントクリストファー・ネイビスにおいて開催された第58回IWC年次会合総会の結果概要は以下のとおり。

1. 参加国: 加盟70カ国(うち新規加盟国4ヶ国)のうち67カ国

2. 出席者:

森本IWC日本政府代表、金子恭之農林水産大臣政務官、中前水産庁次長、前交渉官、森下交渉官、鈴木外務省経済局漁業室長ほか約50名が出席。

また、玉澤徳一郎衆議院議員、近藤基彦衆議院議員、小野寺五典衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、神風英男衆議院議員、田浦直参議院議員、和田ひろ子参議院議員が参加。

3. 会議全体の流れ

今次会合では、加盟国数で持続的利用支持国が反捕鯨国を上回ることが明らかな状況であったが、昨年同様、分担金支払問題等により投票権の回復が遅れたり、不参加の国があったため、会合前半の投票結果は、わずかの差で過半数に及ばなかった(得票差は昨年以下)。

しかしながら、会合3日目には、出席した持続的利用支持国全ての投票権が回復し、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ないとの見解を示すとともに、IWCの正常化を求める「セントキッツ・ネイビス宣言」が賛成多数で採択された。一方、例年提案される調査捕鯨中止決議が提出されなかったこと、調査妨害の禁止決議(日米豪NZ蘭共同提案)がコンセンサスで採択されたこと等、対話の兆しを含む新たな動きが現れた。

4. 主要案件結果概要

(1) IWCの正常化

持続的利用支持国(セントクリストファー・ネイビス、我が国等30ヶ国)が、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要ないとの見解を示すとともに、機能不全に陥っているIWCの正常化をIWCとして約束する旨を盛り込んだ「セントキッツ・ネイビス宣言」を決議の形で提案し、賛成33票、反対32票、棄権1票の賛成多数により可決された。

また、RMS交渉が事実上停止されることとなったことを受けて、我が国は、持続的利用支持国と連携して、IWCの会合ではない形で、IWC正常化のための会合を開催する旨表明した。今次会合中の休憩時間に開催された準備会合には米、英、豪、NZ、蘭、スウェーデンを含め37ヶ国が参加し、当該会合を明年1月あるいは2月に東京で開催することと合意された。

(2) 正副議長の選出

議長に米国のホガース代表(商務省海洋漁業局長)が、副議長に我が国の森本代表が推薦され、コンセンサスにより合意された(任期3年)。

(3) 鯨類サンクチュアリーへの撤廃

我が国等から、南大洋サンクチュアリーへの撤廃を求める提案を行ったが、賛成28票、反対33票、棄権4票で附表修正に必要な4分の3の得票が得られず否決された(前回:賛成25票、反対30票、棄権2票)。一方、反捕鯨国側による新たな南大洋サンクチュアリーへの設置提案は、提案が取り下げられた。

(4) 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

我が国沿岸小型捕鯨によるミンククジラ150頭の商業捕鯨捕獲枠を要求し、太地町からも演説を行ったが、賛成30票、反対31票、棄権4票で附表修正に必要な4分の3の得票が得られず否決された(前回:賛成26票、反対29票、棄権3票)。

(5) 無記名投票の拡大

全ての議決に無記名投票を導入すべきとの我が国の提案が、投票の結果、賛成30票、反対32票、棄権1票で否決された(前回:賛成27票、反対30票)。

(6) 捕獲調査

我が方より、JARPAII、JARPNIIの進捗状況のプレゼンテーションを行う一方、豪州は非致命的調査が有用なことについてプレゼンテーションを行った。持続的利用派、反捕鯨派双方から反論が続いたが、例年の捕獲調査反対決議は提案されなかった。

(7) 調査妨害の自粛決議

我が国は、調査捕鯨等の調査活動に従事する船舶への不当な妨害活動の禁止を求める決議案を、米、豪、NZ及び蘭と共同で提案し、コンセンサスにより採択された。

(8) クロミンククジラの資源推定量の見直し

科学委員会において、南極海のクロミンククジラの新たな資源量推定値が報告される予定となっていたが、明年に見送られることとなった。

(9) 次回以降の年次会合

第59回年次会合は、2007年5月4日から5月31日(本会議は5月28日開始)まで、米国のアンカレッジで開催される。なお、2008年の年次会合はチリ(開催都市未定)での開催が決定、また、2009年の会合開催地として横浜及びポルトガル(マデイラ島)が次回会合での決定に向けて立候補した。

— お問い合わせ先 —

水産庁遠洋課捕鯨班 諸貴
代表 03(3502)8111 内線7242
直通 03(3502-2443)

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

水産庁